

平成 27 年 5 月 18 日

各 位

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
理事長 村田 純一

京都観光ウェブサイト” **Kyoto Official Travel Guide**” の運営および
ソーシャルメディアによる京都情報の発信に係る
平成 27 年度の企画提案の募集について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本財団におきましては、京都市からの委託により、京都観光ウェブサイト
“**Kyoto Official Travel Guide**” (www.Kyoto.Travel) 及び Facebook ページ
(**Visit Kyoto**) を運営しております。

昨年度の **Kyoto Official Travel Guide** では、マルチデバイス対応、予約サイ
トへの誘導、13 言語への拡大、トリップアドバイザーや百度といった有力サイ
トとの連携など大幅なリニューアルを行い、世界の旅行者からの注目度は着実
に高まりつつあります。ソーシャルメディアの運用においては、**Facebook** にて、
外国人目線に立った情報発信に努めた結果、昨年度、ファン数（「いいね！」を
クリックした方の数）が 30 万人を突破するなど、大きな成果を上げました。

旅行者の間でオンラインを通じた情報収集・発信を重視する傾向がますます
高まっている昨今、本年度も引き続き本ウェブサイトを **B to C** のコミュニケー
ションの核と位置付け、更なる拡充を図っていくことが、海外へ向けた京都のイ
メージ醸成と入洛の動機づけに貢献すると確信しております。

つきましては、下記の通り、平成 27 年度の運営に係る企画提案を募集いた
しますので、内容をご検討のうえ、ご応募いただきますようお願い申し上げま
す。

記

1. 提案締切： 平成 27 年 5 月 29 日（金） <必着>
2. 提出先： 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローまで郵送
又は持参

<提出先>

〒604-0862

京都市中京区烏丸通夷川上る京都商工会議所ビル 5階

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 宮下 宛

TEL 075-212-4145 E-mail: k-miyashita@hellokcb.or.jp

3. 募集内容： 別添の提案依頼書を参照ください。
4. その他：
 - 不明な点等があれば、上記提出先の担当者までメールにてご連絡ください。
(質問の締め切りは、5月25日(月)とします)
 - 企画提案書の内容等につきましては、適宜説明をお願いする場合がありますので、御了承ください。
 - 企画提案書作成に係る費用は、応募者の負担とさせていただきます。
 - 企画提案書の審査については、本財団において実施し、結果を全応募者に通知します。
 - 提案書及び添付資料は返却しません。

京都観光ウェブサイト” Kyoto Official Travel Guide” の運営および
ソーシャルメディアによる京都情報の発信に関する企画提案依頼書

1. 依頼者： 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
(以下、「本財団」という)
2. 内 容：
 - (ア) Kyoto Official Travel Guide の年間運用
 - (イ) ソーシャルメディアによる情報発信
3. 対象 URL：
ウェブサイト：<http://kyoto.travel>
ソーシャルメディア (Facebook ページ)：<https://www.facebook.com/visitkyoto>
4. サーバのスペック：
OS : CentOS 6.3 64bit
メモリ : 8GB
CPU : 4CPU
ディスク容量 : 315G (15G+300G)
※スペックの拡張が必要な場合は、費用負担も含めた協議の上実施可能とする。
5. 期 間： 契約日～平成 28 年 3 月 31 日
6. 委託金額： 年間 9,500,000 円 (税込) を予定しています。
7. 応募資格：
応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とします。
 - (ア) 本委託事業は、事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
 - (イ) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - (ウ) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - (エ) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

- (オ) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (カ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (ク) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (ケ) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。
また、労働関係帳簿類として労働者名簿及び出勤簿並びに賃金台帳を整備していること。
- (コ) 応募にあたっては、共同企業体（JV方式）での参加も認める。
なお、その場合にはJVの構成団体および体制を明らかにすること。

8. 企画提案に当たっての提出物：

以下の書類をご提出ください。なお、郵送・持参の場合は、企業名入り1部・企業名なし4部の計5部とします。

- (ア) 企画提案書
企画提案に当たっては、他の企業、自治体等での先進的な取り組み事例、成功事例を踏まえること。
- (イ) 見積書
- (ウ) 年間作業スケジュール
発信内容等について、本財団と定期的に協議の場を持つこと。

9. 企画提案にあたっての依頼事項：

<ウェブサイトについて>

- (ア) 機能の拡充
 - ・ 観光における情報流通ならびに、旅行者の情報収集・利用状況などを考慮し、必要な機能を見極め、拡充するものとする。その手段・導入方法について提案すること。
 - ・ ページビュー増加に向けた具体的な施策を提案すること。
 - ・ 拡充・追加する機能については、受託決定後、本財団から外部連携など指示する場合がある。
- (イ) 更新作業
 - ・ 頻度の高い情報発信を行うために具体的な手法の提案を行うこと。
 - ・ 旅行者が必要とする情報を見極め、訴求力の高いコンテンツの情報発信

を提案すること。

- ・ 予算内での最適な翻訳計画と、翻訳品質を保つためのチェック体制を提案すること。

(ウ) 画像加工作業，および著作権管理

- ・ ウェブサイトについて，画像の入手や著作権，肖像権等の管理，画像加工作業を行うこと。

(エ) 検索エンジン最適化（各市場別）

(オ) 月次のバックアップ作業（CD-Rでの月次納品含む）

(カ) その他

- ・ 本事業の推進に必要なだと考えられる項目について，適宜提案すること。

<ソーシャルメディアについて>

(ア) Facebook ページ上の維持・運営

- ・ 記事作成について具体的な発信方法について提案すること。
- ・ ファン増加に向けた具体的な施策を記載すること。
- ・ 画像の入手や著作権，肖像権等の管理を含む。

(イ) その他のソーシャルメディアにおける情報発信

- ・ Facebook ページ以外のソーシャルメディアについて，必要だと考えられる情報の発信があれば，具体的な手法を提案すること。
- ・ Weibo の運用に関しては，既存のアカウントを本財団が指定する事業者へ委託すること。費用に関しては，委託金額に含むこととする。

日本京都市旅游（<http://www.weibo.com/u/3441558072>）

平成 26 年度の実績は 133,645 円／年間（税込）

<成果検証，改善>

(ア) 月次レポートの作成および定例会での改善提案

- ・ 京都市における外国人旅行者誘致の観点から，市場別・セグメント別の動向について効果測定を行うとともに，適宜プロモーションについての提案を行うこと。また，毎月本財団との会議（編集会議及び月次レポートに関する意見交換，電話会議可）をもつこと。

(イ) 外部リンクや相互リンク， バナー等のタイアップ提案

<障害対応>

緊急時の応急対応

- ・ 障害が発生した場合， 4時間以内に対応を開始し， 原因の調査， 切り分けを行い， 速やかに必要な措置を講ずること。

10. 企画提案書作成に当たっての留意点：

企画提案書の作成に当たっては， 以下の点にご留意ください。

(ア) 様式

- ・ A4判としてください。(任意様式)ただし， 図表等については， A3判の様式でも可とします。

(イ) 留意事項

- ・ 具体的な施策に関しては， 数値目標を設定してください。
- ・ 業務を遂行するための体制， 要員（責任者等）について， 業務経験， 資格等を含めて記載してください。
- ・ 提案内容は， 専門知識を有していない者でも理解できるよう分かりやすい内容としてください。

11. 本業務の遂行に当たっての遵守事項：

本業務の遂行に当たっては， 以下の点を遵守してください。

<終了報告について>

業務終了後に， 完了報告を提出すると共に成果物を納品すること。

<情報の管理について>

本業務に携わる者は， 個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い， 事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすること。

<知的財産権等の取扱いについて>

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは， 次の各号によるものとします。

(ア) 契約に関する開示情報等の取扱い

- ・ 受託者は， 委託契約に関して本財団が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く。）を本契約の目的以

外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。ただし、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に本財団の承諾を得るものとする。

(イ)知的財産権の帰属等

- ・ 受託者は、導入業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。）を、無償で本財団に譲渡するものとする。ただし、導入業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で、受託者が従来より権利を有していたものについては、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は本財団に対し、当該プログラム構成部品について、本財団及び本財団が許諾した第三者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- ・ 受託者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利）を行使しないものとする。
- ・ 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本財団が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を受託者が行うこととする。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に本財団の承諾を得ることとし、本財団は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- ・ なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本財団の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。本財団は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(ウ)産業財産権の帰属等

- ・ 委託契約を実施することによって新たに発生した産業財産権は、本財団に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、第三者の産業財産権又はノウハウ（営業秘密）を実施又は使用するときは、その実施又は使用に対する一切の責任を負うものとする。
- ・ 委託契約に基づく作業及び成果物に関し、第三者との間に産業財産権に係

る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。本財団に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。